第11号

発行＝小国町役場
編集＝総務課
印刷＝小千谷市位下印刷

広報おぐに

昭和45年3月15日発行

小国町の人口

男	5,627人
女	5,915人
計	11,542人
世帯数	2,566

昭和45年2月28日現在

火の用心

みんなで交通災害共済に加入しましょう

小国町議会定例会開かれる

小国町議会三月定例会が三月十一日招集され、会期十八日の日程で開会されました。

この議会は昭和四十五年度小国町行政の基幹をなす一般会計予算をはじめ、昭和四十四年度補正予算等の予算案六件

小国町特別会計条例の一部を改正する条例制定等の条例改正案一二件

一部事務組合規約改正等の規約改正案六件

その他請願、陳情等が審議されます。

春先に交通事故多し

三月になって街かどはじめ、日あしのびる時期になりますと、急激に交通量も増加し、このため県内の交通事故は急に多く発生するようになります。これは雪どけなどのため、道路状態が悪くなっているうえに、長い冬から開放され、歩行者も運転者も交通環境の変化に順応できないなどがおもな原因です。

春の訪れが交通事故増加の要因にならないよう、町民のすべてが道路を使用する立場において慈善の努力をしましょう。

◎交通環境を整備しよう

(1)**道路にものを置かない**

・道路交通法には、「何人も交通の妨害となる方法で物件をみだりに道路に置いてはならない」と定めてあります。

・道路は自宅前であっても私有すべきものでなく道路をせまくし、車の通行を困難にしたり、歩行者を危険にさらすなど、交通事故の原因となります。

・道路を広く、より安全に守るために次のことを守ってください。

イ、自転車やリヤカーは道路端に整理する。

ロ、道路に商品・荷物をおかない。

ハ、看板を出しっぱなしにしない。

ニ、自動車は長く駐車させない。

(2)**道路での工事・作業等は正しく安全に**

・道路で作業をしたり、工事のため掘りかえしたりするときは、警察に行って「道路使用の許可」を受ける。

・工事をするときは、看板・防護さく・赤ランプなどで作業現場の表示を行ない、事故防止をはかる。

◎交通マナーを身につけ実践しよう。

(1)**道路を歩くときは**

・道路の右端を一列に歩き車に注意する。特に対向車から目を離さない。

・歩道、車道外側線のあるところでは、歩道および車道外側線の外側を歩く。

・道路で立ち話しをしない。

(2)**道路を横断するときは**

・まわり道でも横断歩道をわたる。

・横断には、手をあげて合図し、車が止まるのを確かめてから横断する。

・右、左折する車にも十分注意する。

・駐車している自動車のあいだや、物かげなどから急に道路を横断しない。

(3)**自転車に乗るときは**

・体に合った、完全に整備された自転車に乗る。

・道路の左側端を一列に進行する。

・右、左折など方向をかえるときは手をあげて合図をし、前後の車のないのを確かめてから曲がる。

・夜はライトをつけ、うしろの反射器がよごれていないか性能を確かめて通行する。

(4)**バイク、オートバイの運転には**

・ヘルメットを使用し、頭部を保護する。

・右、左折および進路変更のときは、必ず合図をし、前後の安全を確かめてから曲がる。

・駐車してある車にも十分注意する。

(5)**四輪自動車の運転には**

・仕業点検を確実に行なう。

・飲酒運転は絶対にしない。

・奉先の開放気分からスピードを出しすぎないよう注意する。

・一時停止、徐行をするところは必ず実行し、安全を確かめる。

・無理な追越しはしない。

・追突防止のため車間距離を十分とる。

県知事選挙について

昭和四十五年五月七日任期満了による県知事選挙については去る二月五日の県選挙管理委員会において来る四月一日告示四月二十六日に投票を行なうことに決定されました。

この選挙における選挙人名簿の調整については三月三十日を基準日として行ないますが年令については四月二十六日に満二十才になる者が登録されます従って昭和四十四年十二月十三日以前に住民票に登録されており昭和二十五年四月二十七日以前に生れた者が登録され新規登録者については三月三十一日から四月二日まで役場において縦覧します又転出及び出稼等で転出証明を持って行われた人で四月二十六日までに四ケ月を経過した人は選挙人名簿より抹消されます。

尚四ケ月を経過していなくて名簿より抹消されない人でも県外に転出された者は県知事選挙は投票できませんが県内転出者で名簿に登録されている人は居住地の市町村長の居住証明書を提出すれば投票ができます。

不在者投票については十二月の衆議院議員総選挙のとき書類の不備により投票が出来なかった人もありましたが不在者投票の記入について次の事項に注意して下さい。

一、請求書について

上欄の住所氏名は現在居住している住所を記入しようとする場所は現在住居している市区町村役場を記入

下欄の年月日氏名には請求の年月日及び氏名と印鑑は忘れずに押して下さい

二、証明書について

住所については現在居住している住所

選挙人名簿に記載されている住所は小国町の住所を

選挙人氏名及び生年月日の欄は自分の氏名用年月日を記入し職業欄は現在従事している職業を記入して下さい。

不在者投票事由の欄は出来るだけ明細に昭和何年何月何日より何月何日まで何県何郡市何町村の何会社で出稼のため何々に従事等と記入して下さい。

下欄の昭和年月日住所氏名印は現在従事している会社から記入押印してもらって下さい又会社等でなく個人で営業又は旅行等で滞在している場合は現在居住している市区町村長から記入押印してもらって下さい。

窓口コーナー (2)

一、転出届

住民基本台帳法第二十四条「転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出予定年月日を市町村に届け出なければならない」

転出とは、市町村の区域外に住所を移すことであり、住所とは生活の本拠地と解されていますから、転出届をするということは、地域住民としての資格を失うことを前もって届け出ることであるということができます。

二、転出証明書

転出届をしますと、引き替えに交付されるのが転出証明書であります。この転出証明書は、先方市町村に対して転入届をする際にはぜひかすことのできない添付書類であり、住民としての基本的な重要事項を記録した書類であります。なおこれは、お産まかないや出稼ぎなどの一時的な異動者について交付されるし、いわゆる配給籍のみの異動証明書とは全く性格を異にするものであります。

三、転出届をするにはどんなものが必要か。

転出届をすることは、住民としての資格を失う意思表示とみられますから、おおむね、つぎの処分が行なわれます。(イ)国保の被保険者資格を失うので、同被保険者証の転出者を抹消すること。(ロ)国民年金被保険者は役場保管の年金証書が返還され、当町の被保険者名簿からは抹消されること。(ハ)選挙人名簿は直ちに住所がない旨表示され、地方選挙の権利を失うことになること。(ニ)住民税の被課税地の変更を意味するものであること。(ホ)その他、印鑑登録簿や配給籍も当前抹消されることになります。従って転出届に際しては、国保の被保険者証、国民年金証書の保管証、消費者世帯にあっては米穀通帳、それに印鑑をご持参願うことになります。なお、配給籍の異動を伴う場合に限り手数料は五十円です。

四、罰則

転出届は、このように住民としての基本的な権利義務に及ぶものでありますから従来に増して、厳正な審査が行なわれ、**理由もなくして届出を怠っていた者**には、二千円以下の過料刑を科せられることがありますから、充分ご注意下さい。

軽自動車についてお願い

最近軽自動車の普及がいちじるしく、新車入替も相当数にのぼっており、申告手続は業者まかせの方々がほとんどのようです。

新車申請手続はすぐ行なわれるのですが、古い車の廃車手続または所有権移転については、そのままにされがちのため、皆様方の名義で登録されたまま残っているものも多く、そのため実際には車がないのに課税されておられる方もあることと思います。

これらの点をなくするためには廃車申請をされませんといつまでも旧所有者へ課税されます。

入替時に代理申請される方々は、代理人に廃車手続をも一緒にされるよう進言され、手数のかからないよう心がけて下さい。

また入替手続をされた方々は廃車申請がされているか総務課税務係へ問い合せされ、確かめて下さい。

こどもに正しい交通ルールを

新入学（園）児の交通安全

今年も希望に胸をふくらませた可愛いこどもたちが小学校に保育所に通う新学期が近づいてまいりました。

しかしこの時期は毎年、新入学（園）児の悲惨な交通事故が多く発生する時でもあります。

三月二十一日から四月二十日まで「新入学（園）児の交通事故防止運動」が行なわれます。

みんな一人一人がつゞきのことをよく守り、こどもたちが一人でも交通事故の犠牲者にならないよう注意し指導してやりましょう。

こどもへの交通教育

※ **家庭では、**

「親がまず手本を示そう正しい横断」

こどもに教える前に、まずおとな自身が交通ルールを正しく身につけ、子供たちに模範を示しましょう。

(1) 通学（園）するには、

・服装は身軽で動きやすく、くつは足にあったものを身につけさせ、目につく色の帽子、コート、カサなどをそろえてやりましょう。

・早寝、早起きの習慣をつけさせ、翌日の学用品は前日にそろえるようにさせましょう。

・朝送り出すときには、時間に余裕をもたせてやりましょう。

(2) 通学（園）路をきめるには、少しぐらいまわり道でも、

・交通量の少ない道

・横断歩道のあるところなど安全な道を選んでやりましょう。

(3) 通学（園）路をきめたら、その道の実情にあった、

・道路のあるきかた、横断のしかた、

・を何回も実地に教え、

・おしゃべりやふざけたりして歩かない、

・右側をきちんと歩く、

・など良いこどもになるよう「しつけ」をしましょう。

※ **学校、保育所では、**

・通学（園）路の安全性の再点検、通学（園）の方法の再検討をし、安全なコースや方法を選びましょう、

・高学年の生徒が新入生をよく指導できるよう、部落ごとのリーダーを選び、注意のしかた、誘導のしかたなどよく教えましょう。

・手を上げて横断するにも、左右の安全を確かめてからわたるよう、指導しましょう。

※ **こどもたちへ「ひとこと」注意**

小さなこどもが

・登下校（園）時、道路などでふざけあっている

・車のそばで遊んでいる

・道路で遊んでいる

・大人用の自転車にのっている

・交通の激しい道路で自転車にのっている

など危険を認めた時は「ひとこと注意」し危険を教えてやりましょう

※ **こどもをみたら安全運転**

「こどもをみたら赤信号」といわれています。

こどもは

・車がくると親のもとにかけもどるような衝動的な行動

・ころがったマリを追って道に飛び出る行動

をとる特性があります

・こどもをみたらまず徐行し、安全を確かめましょう

・横断しようとしているのをみたら静かに車を止め、安全に渡らせましょう

・マリや小犬をみたら、こどもに注意しましょう

・通学（園）路に駐車させるのはやめましょう

子供らも見てるあなたの歩き方

よびあうな みちのむこうと こっちでは

子が握る 親とその手は命綱

スキーについて

冬期スポーツとしてスキーは年々多くの人に親しまれております。山に恵まれた小国町でも逐次スキー熱の向上も見られ、学校教員はもとより一般の方々も技術を磨いて指導者水準へ近づきつゝあります。

体育協会・教員会等の賛同により二月上旬二日間にわたるヤッセン林会場の講習会を終えましたが、今後益々多くの人が受講されスキー人口の増加を図り、併せて体力づくりを推進したいと思います。愛好者の要望に応えて若草保育所北側の山を下小国スキー場として広く御利用いただくよう話も進めております。尚只今スキークラブの結成も提起されており、愛好者皆様の協力により、このクラブの成長を期待してやみません。

写真は、勢ぞろいした A級受講者

名を告げない老人に感謝!!

激しい吹雪の夜である。私は役場の宿直であったので戸締りを厳重にし、各室の火気を点検して異状のないことを確認したので宿直室へ戻ったとたんに一六〇番の電話ベルが鳴った。時刻は八時二十分過ぎである。夜、役場へ電話がかゝるようでは先ず火災か災害かと思う直感である。

すばやく受話器を耳にあてた瞬間、流れてきた声は実にも静かな男の老人の声であった。私は一瞬安堵したことは事実である。

その、もの静かな老人は、「おれは上栗の小千谷へ行く駄道端の年寄りらが、余計のことらかと思うろも心配らんだんが連絡するがだが、実は役場のブルドーザーが二人乗りで三時半頃おらとこの前を通って小千谷の方へ向かって行ったが、この時間になってもまだ帰ってこないが、なだれ」にでもあっておればえらいことだが調べてみてくれ」と言う話であった。実に私は涙の出るほど、うれしかった。何回も何回も礼を言うとともに上栗のどなたですかと聞き返すけれども、いや名前なんか言う必要はないんだと固辞しつゞけるので私もあきらめて礼を申しながら電話を切った。

早速主管課長に連絡をとりブルドーザーの車庫の当直員にも連絡をとって現場へ急行して調査をするように指示して手配を完了した。

その後十五分程経過したと思われる時点でまた一六〇番の電話が鳴ったので受話器を耳にあてると先程の老人の声である。

「やあ先程は電話で心配かけてわるかったが、実はたった今おらとこの前をブルが帰っていきました」と親切に知らせてくれた、わがことのように名を告げない老人の心配をしてくれた顔が受話器に浮かび、実に清らかに晴れればれしく見えて本当にありがたく思った。

たやすいようでなかなかできないことである。

このような親切な老人がいてくれるかぎり小国町はまだ幸せであると思う。

過疎現象のなかで特に冬期において特は若い人達の不在の家庭を小国町をこの親切な老人のような気持で常に見守ってもらいたいものと念願するものである。

広報紙上で失礼は存じますがこの親切な名を告げない老人に心から深々と感謝を申上げお礼にかえます。

自衛官募集についておしらせ

防衛庁では只今自衛官を募集しています。自衛官を一生の職業としたい人、技術を身につけ、良い就職を望む人、スポーツ等自分の心身を鍛えたい人、貯金を し、自営のための資金を得たい人、若いエネルギーが思いきり生かせます。

○受験資格

入隊する月（毎月入隊）の一日現在満一八才以上二五才未満の日本国籍を有する男子（女子は年二回入隊、受験資格は男子同様）

○試験

(1)国語、数学、社会、理科の四科目について筆記試験を行ないます。

中学卒程度のもの。

(2)身体検査

(3)簡単な適性検査

○身分、待遇

特別職の国家公務員で、退職金（二年で約九万円）長期勤務者は年金が支給されます。

本俸二〇、五〇〇円、昇給年一回、賞与年間四・五月分、衣、食、住、医療はすべて無料、実質給与月額約四〇、〇〇〇円です。

○その他特典

・国家免許が取れます。普通、大型、特殊車両免許

二、三級自動車整備士培接士、測量士、無線通信士、航空通信士、航空管制官、航空機整備士、X線技士、栄養士等

・上級学校（夜間高校、夜間大学等）にも入学できます。幹部への昇任の道もあります。

○志願手続

受験希望の方は、小国町役場総務課、又は直接自衛隊新潟県地方連絡部募集課（新潟市船場町二丁目）新潟TEL二九―三二三二へお尋ね下さい。

巣立ちゆく若人たち

柏農小国分校 卒業祝い

小国中学校 卒業式終る

陽春三月、各学校の卒業式が例年どおり挙行されますが、柏農小国分校では三月七日、卒業生を送る卒業祝いが、小国中学校は三月十五日卒業式がそれぞれ行なわれました。学校生活に別れをつげ社会に門出する者、引き続いて学業に励まんとする者、各自の道は違っていても、若いエネルギーをもって雄々しく巣立ちゆく若人たちに心からの祝福と激励を送るものであります。

本年度の卒業者数

柏農小国分校　九一名

小国中学校　二六九名

2月の降積雪記録

日	積雪 44年	積雪 45年	降雪 44年	降雪 45年
1	1.37	1.87	—	0.22
2	1.30	1.92	—	0.14
3	1.40	1.95	0.20	0.03
4	1.45	1.90	0.07	—
5	1.35	2.07	—	0.35
6	1.30	2.25	0.15	0.20
7	1.45	2.11	0.15	—
8	1.53	2.10	0.22	—
9	1.55	1.95	0.04	0.11
10	1.50	2.10	—	0.14
11	1.45	2.25	—	0.32
12	1.40	2.32	—	—
13	1.40	2.15	—	—
14	1.38	2.05	—	—
15	1.45	2.05	0.12	0.03
16	1.48	2.06	0.07	—
17	1.55	2.01	0.11	—
18	1.48	1.95	0.04	—
19	1.45	1.95	—	—
20	1.42	1.92	—	—
21	1.50	1.85	0.26	—
22	1.57	1.87	0.03	0.07
23	1.70	1.93	0.20	0.14
24	1.61	1.85	0.09	0.01
25	1.78	1.83	0.25	—
26	1.77	1.81	0.23	—
27	1.72	1.80	0.12	—
28	1.70	1.80	0.03	0.03

記録場所　小国町役場

積雪記録は午前9時現在

降雪量は1日3回の記録累計